

財産目録の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
<p>公益財団法人 日本センチュリー交響楽団</p>	<p>公益財団法人日本センチュリー交響楽団は、特定資産として西田基金積立資産を保有しており、平成25年度の残高は201,220千円である。当該積立資産は、普通預金及び投資有価証券で運用しており、内訳は下記の表の通りである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="676 751 1282 982"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通預金</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>199,720</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>201,220</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかしながら、平成25年度の財産目録において、西田基金積立資産の財源は全額投資有価証券と記載されており、公益法人会計基準第7-1で求められている名称及び金額の表示に誤りがあった。</p>	名称	金額	普通預金	1,500	投資有価証券	199,720	合計	201,220	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 財産目録への資産の記載は、運用している名称及び金額を正しく記載されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公益法人会計基準】(平成21年改正)</b> 第7 財産目録 1 財産目録の内容 財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。</p> </div>	<p>平成26年度決算において、西田基金積立資産は全て普通預金と修正し、平成27年6月3日の理事会及び同月19日の評議員会で承認を得た。</p> <p>なお、指摘の事項について、修正申告が必要かを所轄税務署へ問い合わせたところ、修正申告は必要なしとの回答であった。</p> <p>今後経理担当者は細心の注意を払い正確な会計処理を行うとともに、管理者によるチェック体制が適正に機能するよう努める。</p>
名称	金額										
普通預金	1,500										
投資有価証券	199,720										
合計	201,220										